

本市の避難所運営の現状について

1 避難所開設について

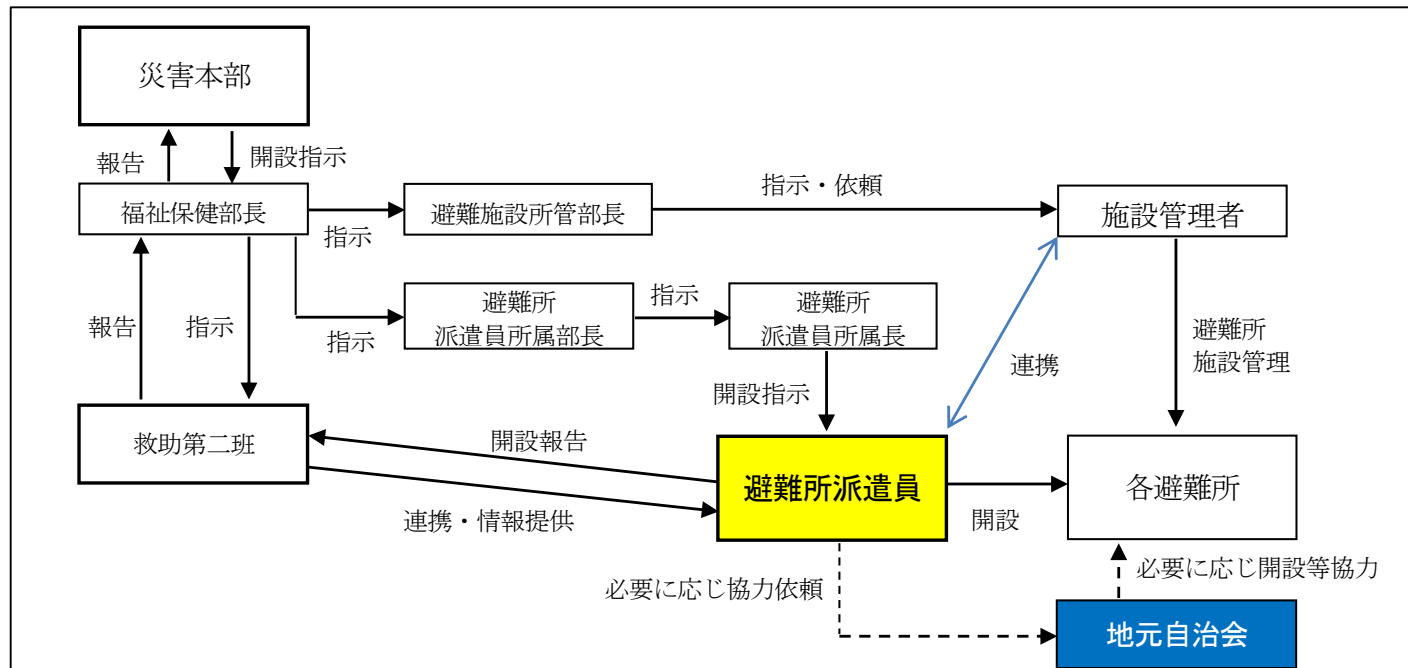
	区分	開設判断	状況
	広域避難所 1次広域避難所 49か所 2次広域避難所 22か所	<ul style="list-style-type: none"> ・本市災害警戒(対策)本部により開設を判断 ・1次広域避難所については、年度当初に各避難所の担当職員を1名任命 ・長期に及ぶ場合は、交代要員により対応。 ・緊急開設時は自治会長により開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者名簿により、定期で避難状況を確認 ・1次広域避難所49か所中43か所に備蓄倉庫を配置し、一定人数分の非常食・毛布等配置。
	地区避難所 231か所	<ul style="list-style-type: none"> ・地元管理者により開設運営。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開設状況、避難者状況ともに把握なし

広域避難所については、早期段階において自主的な避難に対応するため早期開設避難所13か所を開設。状況によってすべての1次広域避難所49か所を開設する。

広域避難所の開設・運用手順はマニュアル化されており、それに基づき開設を行う。

由良川水位に基づき、避難者が多くなる見込みの時は私立高等学校3校に開設を要請する。また、さらに避難所が不足することが想定される場合には、2次広域避難所22か所を開設する。

開設手順 広域避難所開設・運営マニュアル



- (ア) 避難所の開設は、避難所派遣員及び施設管理者が連携し行う。なお、避難所によっては地元自治会等の協力を得る。
- (イ) 避難所派遣員への開設指示伝達は、避難所派遣員の所属長が行う。
- (ウ) 避難所の状況や要望は、避難所派遣員から救助第二班を通じ、災害本部に的確に伝達を行う。
- (エ) 災害本部は、災害状況および必要な情報を救助第二班を通じ、各避難所へ随時情報提供を行う。
- (オ) 避難者が多くあるなど、施設管理者の協力を得ても対応できなくなった場合には、避難所派遣員は救助第二班を通じ、その旨を災害本部に伝達する。災害本部は本部直轄応援職員等による応援対応を行う。
- (カ) **道路冠水などで避難所にたどり着けないなど開設に時間を要する場合は、施設管理者・地元自治会長に開設の協力要請を行う。**
- (キ) このマニュアルに定めのない事項等が発生した場合は、各関係課が協力、連携のもと対応する。

※救助第2班とは、福知山市災害対策本部規程で定める①避難所の開設及び管理の総括②避難者の収容保護③高齢者福祉施設の被害状況調査及び応急対策の任務を担う班で、福祉保健部高齢者福祉課職員が充てられる。

2 避難所運営について

広域避難所開設・運営に係る**避難所担当職員**の業務

【広域避難所開設・運営マニュアル】

(1) 所属長から開設指示



(2) 避難所到着後、避難所周辺の状況把握、安全確認(適否の判断)



(3) 避難所開設準備(避難者受付のための長机等設置、「避難者名簿」、筆記具、ホワイトボードシート、防災行政ラジオ等を用意。また、毛布やブルーシートなど必要なものがあれば、防災倉庫から準備。)



(4) 開設・開設報告(避難所統括である災害警戒本部救助第2班へ連絡)



(5) 避難者の把握、警戒本部への定時報告



(6) 緊急事態等への対応

ア 配慮が必要な高齢者や障害のある人の避難がある場合

広域避難所での生活に支障があり、対応が困難と思われる方がいる場合は、要配慮者の状況を含め救助第二班に連絡し、相談する。

イ 避難所が浸水する恐れが生じた場合

小中学校や地域公民館など、2階以上がある建物については、施設管理者に協力を求め、できるだけ高い階層へ避難者を移動させる。

ウ 避難所に土砂が流れてきた場合

山側にある部屋の使用を避け、出来るだけ斜面とは反対側に身を寄せる。

また、避難所となる建物に2階がある場合は、施設管理者に協力を求め、2階以上に避難者を移動させる。

エ 避難者が多くなり、対応が困難になった場合

自治会や自主防災組織、施設管理者などに協力を依頼し避難所運営にあたる。それでも運営が困難な場合は、救助第二班を通じ、災害本部に本部直轄要員等、増員の要請を行う。

その他、留意事項

○自助・共助・公助の観点から、避難者との協働による避難所運営に努める。

○高齢者や障害のある人、女性、子どもなどのニーズの違い等に配慮し、避難者のプライバシーを確保した避難所運営に努める。

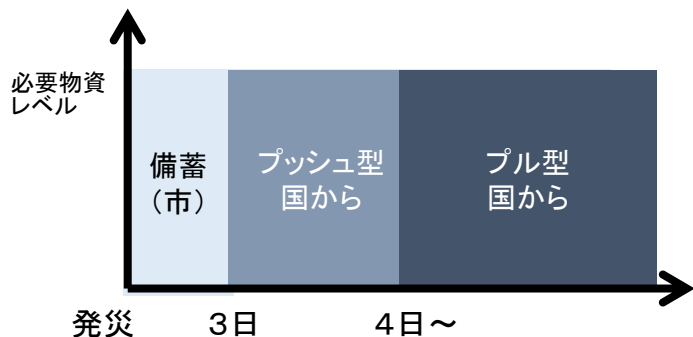
○避難者への情報提供を行い、避難者の安全確保に努める。

(7)閉鎖

上記の業務を避難者がある場合に避難所担当者1名で対応することは困難であり、避難者による支援、自主的運営が必要となる。

3 広域避難所備蓄物資について

内閣府の物資調達の方



京都府「公的備蓄等に係る基本的な考え方」

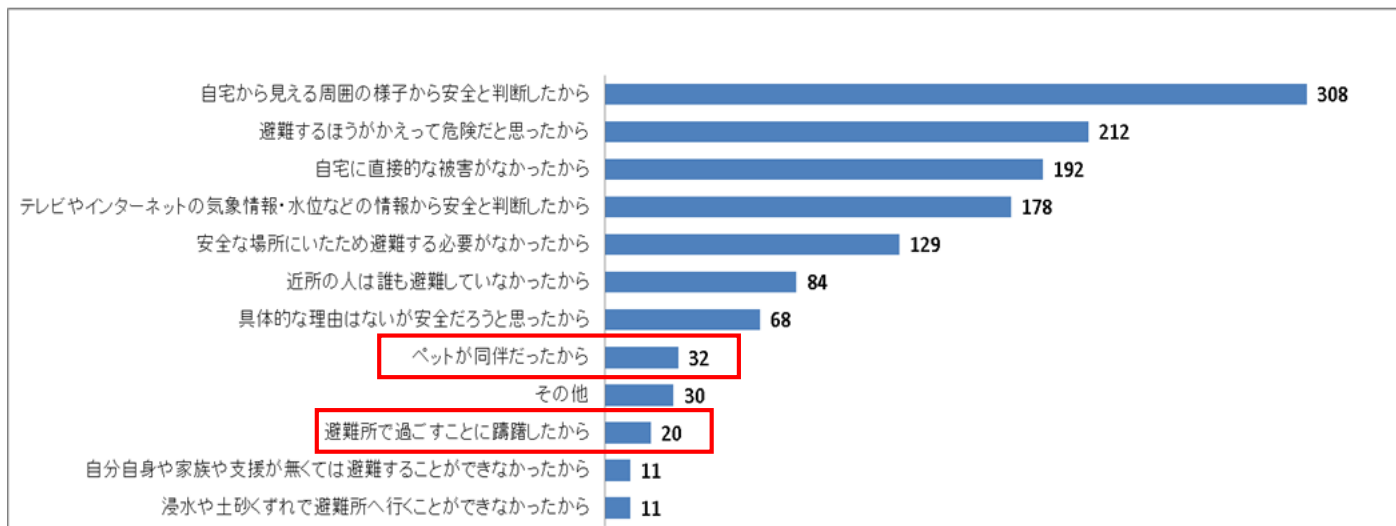
- 公助による物資確保は、自助・共助による物資確保を補完
- 生命・健康維持の観点から重点備蓄品目を府・市町村で共同備蓄（府・市町村それぞれの区域の最大被害想定に基づいて確保することを目安）
- 重点備蓄品目及び数量
 - ・想定最大の地震による全壊・焼失で、個人による備蓄が活用できなくなった短期避難者を対象
 - ・他地域からの支援又は流通在庫方式での調達が困難な発災後24時間内に対応

福知山市の備蓄物資整備の考え方

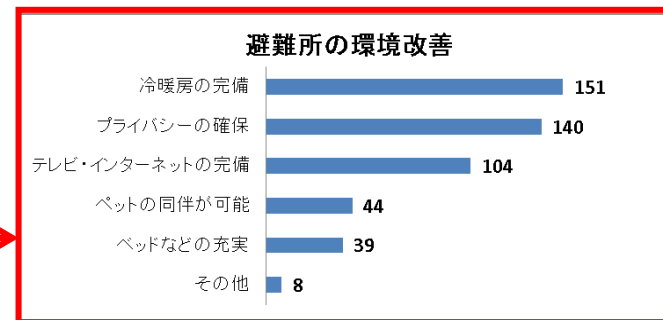
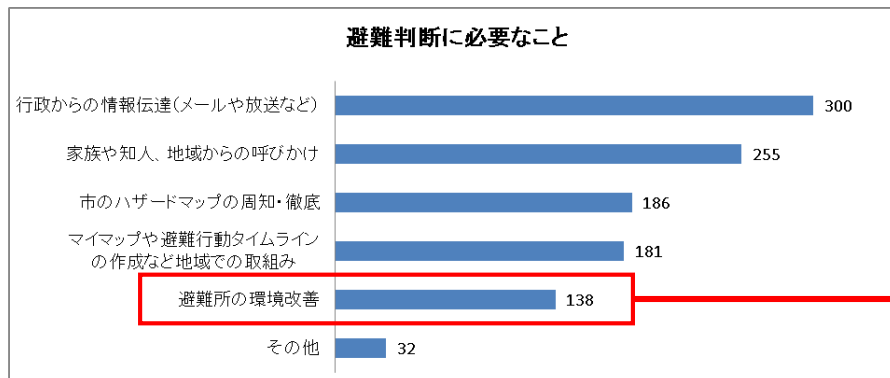
- 京都府の「公的備蓄等に係る基本的な考え方」に基づき、食料や飲料水などの重点備品項目について、最大避難者数から試算した備蓄量を京都府と共同備蓄する。
- 自助・共助による物資の確保を普段から啓発し、公助による整備はそれらを補完するものとする。
- 広域避難所43か所に備蓄倉庫を整備しており、うち早期開設避難所等を重点的に備蓄を増強。物資の拠点も兼ねることとする。
- 上記以外の避難所においても、最低限の物資を備蓄倉庫に整備。（概ね5年の計画）
- 発災時に、備蓄物資が不足する場合は、災害時における物資供給に関する協定及び自治体間の応援協定に基づき3日間程度の物資の確保を図る。
- ※ 災害時の物資確保に係る費用は、災害救助法適応の場合、国からの救償を受ける。

4 避難所における多様なニーズについて

問3-4:【問3-1で「避難しなかった」と回答されたかたにお聞きします。】
避難しなかった理由は何ですか？(複数回答可)



問3-6:災害時に自らの判断で適切に避難するために、どういったことが必要と思われますか？(複数回答可)



避難所の環境改善の取り組み

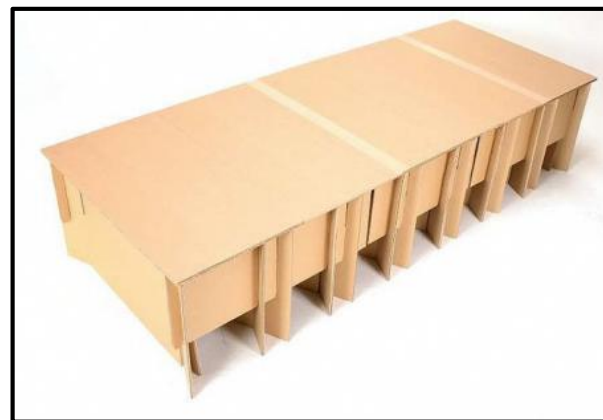
福祉避難スペースの設置(4か所)
(段ボールベッド、血圧計等の配備、保健師1名の配置)

空調設備が整った部屋がある避難所は、施設管理者と協議し利用

設備がない避難所で体育館などの大きな空間を避難場所としているような避難所の場合は、出水期には大型扇風機やスポットクーラーをレンタルし、配置

情報収集手段として、防災行政無線戸別受信機を配備

令和元年度に段ボールベッド108台、簡易トイレ100個等の寄贈を受け、早期避難所12か所及び市庁舎、各支所へ分散配置。
市庁舎及び各支所へ配置したものは、避難者の実情に応じ、必要となる場合に必要とする避難所へ輸送。



本市の避難所対応の課題

本市においては、避難所でのペットの取扱いについて特別に定めた規定はない。
※施設管理者との協議し、隔離したスペースを確保して、ケージに入れるなど飼い主の責任による避難を認めたケースもある。

プライバシー確保の面では、施設管理者の了解を得て施設の小部屋を使用する場合もあるが、基本的には段ボール間仕切りによるものであり、数も多くない。

テレビ・インターネット等の情報を入手する手段は、避難者が利用するスペースに設置してあるものはほとんどない。今後の見通しなどの情報は、避難所担当者を通じて避難者に情報提供するほか、避難者個人の携帯電話等により入手されている。

備蓄食料について、アレルギーのある避難者がある場合は、備蓄倉庫への備蓄がなく、即座に提供できる食料がない。本部に連絡があったものに対して別途、確保・提供する。

喫煙に関するルールの取り決めがない。

電源、蓄電池の確保

Wi-Fi設備の整備

【参考】さいたま市地域防災計画

《さいたま市地域防災計画(抜粋)》

飼い主とともに避難した動物(盲導犬、聴導犬、介助犬を除く)に関しては、避難場所・指定避難所の円滑な運営を図るため、飼い主から住所、氏名、動物の種類及び数を届け出てもらい、避難場所班長は避難場所運営委員会の環境班長に報告する。

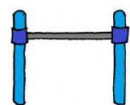
避難した動物の取り扱いについて、避難場所・指定避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難場所・指定避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け使用させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼養・管理は、当該動物の飼い主が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物の飼い主が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

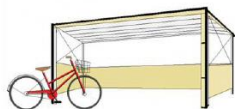
飼養スペース設置の例



テント



鉄棒等の支柱のあるところ
(屋根をつくれます)



駐輪場



ピロティ



校舎、倉庫等

(収容能力に余裕がある時には、避難者の同意のもとでの屋内に専用スペースを設けることができます。)

